

本庁方式移行後の支所

(1) 機能と役割

新庁舎（本庁）へ課を集約することに伴い、潁娃及び川辺庁舎には支所の業務を行う部署のみが残ることになります。

市内全域を対象にした社会基盤や生活環境の整備や健康・福祉の充実、その他教育、産業、観光などの各種施策を推進していくうえで、潁娃及び川辺地域の各支所庁舎を、それぞれ各地域づくりの拠点として位置付けます。

支所の役割（業務）としては、表 1 のとおりとなります。

表 1 支所の主な業務

区 分	内 容
住民窓口	○住民・戸籍の届出，印鑑登録，死亡届に係る埋葬許可等
	○住民票，戸籍謄抄本，印鑑登録証明等の発行
	○税・手数料等の納付書発行
	○税証明書の発行，原動機付自転車等の標識の交付・廃車手続
	○地籍図の確認及び発行
	○国民健康保険，後期高齢者医療，国民年金等の届出，相談
健康福祉	○家庭ごみの収集
	○ゴミ，公害等に関する業務（※不法投棄対策，公害防止対策【騒音・悪臭等の対応】については，苦情等の受付のみ。）
	○飼い犬の登録
交通防災関係	○社会福祉，児童，障がい者，高齢者及び介護保険の届出，相談
	○高齢者及び介護保険の届出，相談
交通防災関係	○地域防災における初動対応業務 ○交通災害共済受付
	○防犯・防災関係補助金受付
地域振興・総務関係	○自治会等に関する業務 ○移住定住に関する業務
	○支所庁舎・公用車の維持管理 ○支所の文書，公印に関する業務
	○選挙に関する業務
産業関係	○農業，農地，畜産，林業に関する業務
	○農道・林道等の維持管理に関する業務
	○商工，観光，水産に関する業務
建設関係	○水道，市営住宅に関する業務
	○道路，河川，橋梁の維持管理・補修等（要望・苦情）に関する業務 ○災害復旧，愛護作業に関する業務（日常的な道路等の維持業務については，各支所に，道路維持班の職員を駐在（配置）し，業務を行う。）
教育委員会関係	○教育委員会に関する業務

(2) 支所のサービス低下を防ぐ方策及び規模

支所の窓口等での市民サービスが低下しないように、支所に配置する各係の担当業務範囲を従来よりも広くし、事務の連携を柔軟に行うことによって、市民の相談・要望に対し適切な対応ができると考えます。

そのためには、本庁集約直後に支所に配置される各係員の配置人数（表2のとおり）については十分な配慮を行い、市民サービスの維持を図ることができる規模とします。

また、各地域には、それぞれに根差した独自の組織や各種農林水産漁業の団体や、各庁舎内に事務所を配置している外郭団体等がありますが、本庁方式移行後もそれらの団体との関係が希薄にならないような体制の維持と、各種組織の運営や行政との連携にも配慮した体制とします。

例) ワンフロアーで用事が済む窓口の配置。ワンストップサービスの採用の検討

表2 新庁舎建設後の支所職員配置（案）

単位：人

係名称	正規職員	再任用職員	会計年度 任用職員等	計	備考
地域振興係兼建設水道係	6	1	1	8	
税務係兼市民生活係	10	1	1	12	
福祉係	5	1	0	6	
農林係	3	1	1	5	
教育振興係	1	0	1	2	
額姪支所 ①	25	4	4	33	
地域振興係兼建設水道係	6	1	1	8	
税務係兼市民生活係	10	1	1	12	
福祉係	5	1	0	6	
農林係	3	1	2	6	
教育振興係	1	0	1	2	
川辺支所 ②	25	4	5	34	
支所計 ①+②	50	8	9	67	

※1 農政部門には農地中間管理機構、集落営農、各作物部会等の活動を推進する指導員を各1名配置（上記では会計年度任用職員として算入）するものとする。

※2 支所の係名は現時点では仮称とし、別途検討する。

※3 教育振興係については、関係課の意見の調整中であり今後決定する。

表 3 支所の各係と関連する本課

係名称	関連する本課
地域振興係兼建設水道係	総務課，財政課，企画課，ふるさと振興室，まちづくり推進課，防災安全課，健康増進課，商工観光課，建設課，都市計画課，建築住宅課，会計課，選挙管理委員会，水道課
税務係兼市民生活係	税務課，収納対策課，市民生活課，健康増進課
福祉係	福祉課，長寿介護課
農林係	農政課，耕地林務課，畜産課，茶業課，農業委員会
教育振興係	調整中

(3)支所庁舎の活用方法

本庁方式移行に伴い，余裕の出た庁舎スペースについては，地域の特性を活かした活用を図るとともに，今後，施設の改修や建替えの計画等を策定していく場合においても，顛娃・川辺地域の実情に合ったものとなるよう検討します。

例) 空きスペースの活用に市民アンケートなどの有効な意見を採用する。